

附属明細書

平成27年3月31日現在

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載するとおりであるため、省略する。

2 引当金の明細

該当なし。

なお、平成26年度正味財産増減計算書について、内容を補足すべき重要な事項は存在しない。